## 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 のうち機関連携強化型に関する

Q&A

平成22年3月5日版

農林水産技術会議事務局研究推進課

## 目次

- Q1 「機関連携強化型」と他の研究タイプとの違いのポイントは何か。
- Q2 「研究領域設定型」と同様に、国が掲げる技術的課題に沿ったものを採択するのか。
- Q3 「機関連携強化型」に応募するメリットは何か。
- Q4 「集約化」の分かりやすい事例を示されたい。
- Q5 A県は品種開発、B県は普及利用という分担の形でも、「集約化」の要件を満たすのか。
- Q6 「集約化」を行う際に他の都道府県で研究活動を行う研究者の身分は、長期出張扱いでもよいのか。
- Q7 協定に基づき他県に派遣されていた研究者が、委託研究終了後に自県に戻って同じ分野の研究を継続する場合はどうなるのか。
- [Q8] 2つの県がそれぞれ異なる分野に研究資源を「重点化」して役割分担する協定を策定し、両県が研究課題を提案した場合、2つの研究課題を一組にして採択の可否を決定するのか、それとも個別に採択の可否を決定するのか。
- Q9 「共有化」における「情報を共有する体制」とは何か。
- Q10「共有化」と「現場実証支援型」の違いは何か。
- Q11 「共有化」は、研究資源の利用効率の向上にどのように繋がるのか。
- Q12 既に県間で共同研究を行っている課題については、「共有化」の対象にはならないのか。
- Q13 「集約化」、「共有化」、「重点化」の間に、評価における優劣はあるのか。
- Q14 協定に基づく具体的な取組の実績は、当該協定の下で採択された課題の2年目以降の契約に影響するのか。
- Q15 協定書は、ある県の公設試と、独法、大学又は企業等の間の2者のみの協定でも良いのか。
- Q16 研究実績がA県にありB県にはない分野について、A県に研究資源を集約する協定を結ぶ ことは、要件を満たすことになるのか。

- Q17 協定書に参画する研究機関の範囲は、農政局の管轄範囲に限定されるのか。
- Q18 企業は協定に参画できないのか。
- Q19 工業系の公設試験場同士による研究連携協定の策定は、要件を満たすのか。
- Q20 同一の県に属する県立大学と県立試験場の連携強化への取組も評価の対象となるのか。
- Q21 A 県及び B 県はイノシシによる被害対策の研究を行っている。A 県が捕獲方法の研究に研究資源を重点化し、B 県が食肉としての利用の研究に研究資源を重点化して役割を分担することは、重点化の範囲として適切か。
- Q22 協定には、林野や水産に関する試験研究の分野も含まれるのか。
- Q23 協定の説明書(様式6)において協定に基づき実施する課題として言及されていなければ、協定が対象とする研究分野に含まれる研究課題であっても、協定に従う必要はないという理解でよいか。
- Q24 県議会による協定の承認は必要か。
- Q25 協定への署名は知事が行う必要があるのか。
- Q26 協定書は1県あたり1つのみを作成することになるのか。それとも、複数の協定書を作成しても良いのか。
- Q27 A分野に関する研究資源をA県に集約化し、B県は成果の活用のみを行うという内容の協定を策定した場合、B県は他の競争的資金に対しても当該分野に関しては応募できなくなるのか。
- Q28 1つの協定の下で課題の提案ができるのは、単年度限りか。複数年度に渡って複数の提案を行うことは可能か。
- Q29 協定の期限に関する基準は定めないとのことだが、協定期間の長短は評価の対象ではないのか。
- Q30 協定に基づく研究の成果としての知的財産権の帰属先については、協定書においてどのように言及すればよいのか。
- Q31 農林水産省から研究機関への委託契約の方法いかん。
- Q32 ある分野について他県と協定を結ぶことにより、当該分野に関する研究をしないことになる 県については、「機関連携強化型」による何らかの支援措置があるのか。
- Q33 「機関連携強化型」の方が、備品費が付きやすくなるのか。

- Q34 ある研究分野で検査項目を分担し、(例えばガスクロのような汎用機器を買いたいときに、A県は血液担当として、B県は肉質担当としてそれぞれが購入するなど)、双方で同じ機器を整備しても良いか。
- Q35 水産関係の場合、広域化している課題については(独)水産総合研究センターの地域研究 所などが担っている。県間連携の対象となる分野は、その内容と重なる場合が出てくると考えるが、どのように調整していくべきか。
- Q36 協定の内容は、審査の過程で公表されるのか。

- Q1 「機関連携強化型」と他の研究タイプとの違いのポイントは何か。
- A1 本事業が定義する「研究連携協定」を策定した公設試験場が中核機関として応募することを要件としていること、当該協定の内容を採択審査において評価すること、当該協定に基づく研究資源の利用効率の向上に資する取組を支援するため、間接経費の割合を通常の競争的資金よりも引き上げていることがポイントです。
- Q2 「研究領域設定型」と同様に、国が掲げる技術的課題に沿ったものを採択するのか。
- A2 「機関連携強化型」は、「研究領域設定型」のように領域を設定して政府の政策に沿った技術開発を推進するものではありません。地域の関係者が自由に設定した課題について、地域活性化に資するかどうかという観点をはじめとする様々な観点から総合的に評価し、研究連携協定の内容の評価結果と併せて採択課題を決定するものです。
- Q3 「機関連携強化型」に応募するメリットは何か。
- A3 「機関連携強化型」では、研究連携協定の策定という、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の他の研究タイプよりも難しい応募要件を設定しているため、結果として、他の研究タイプよりも採択率が高くなると考えています。

また、協定が対象とする研究分野における集約化、共有化、重点化への取組に要する費用のうち、委託研究の遂行に直接必要となる経費については直接経費により、委託研究に直接的には必要のない経費については間接経費により支援します。特に後者を手厚く支援するため、直接経費に対する間接経費の割合の上限額について、通常の競争的資金よりも高い35%に設定しています。

- Q4 「集約化」の分かりやすい事例を示されたい。
- A4 A、B、C県の間で、温暖化対応に関する研究資源をA県に集約し、成果を共有することとした場合をより具体的に例示すれば次のようになります: B、C県における温暖化対応に関する研究を中止し、関連する研究機器や資料の全てをA県に移転させる(モノの集約化)。A県における研究遂行のために必要な経費の分担割合を3県で取り決める(カネの集約化)。B、C県において温暖化対応に関する研究を行っていた研究者がいる場合は、それらの者をA県に派遣する(ヒトの集約化)。成果の共有に関しても協定内で言及する。

以上の内容は、全てが必須というわけではありません。「集約化」の要件を満たすために最低限必要なことは、上記の場合であれば、B、C県での温暖化対応に関する研究を止め、A県の成果をB、C県が利用できるようにする、ということです。その他の事項については、A県が必要ないと考えるならば措置する必要のないものです。

- Q5 A県は品種開発、B県は普及利用という分担の形でも、「集約化」の要件を満たすのか。
- A5 ご質問の場合は、A県の公設試験場への研究資源の集約化ということになるので、要件を満たすことになると考えます。普及利用については、A県の公設試験場の成果を用いてA県、B県それぞれの普及組織が行えばよく、B県の普及組織がA県への普及まで担う必要はありません。
- Q6 「集約化」を行う際に他の都道府県で研究活動を行う研究者の身分は、長期出張扱いでもよいのか。
- A6 出向、長期出張のいずれでも結構です。
- ②7 協定に基づき他県に派遣されていた研究者が、委託研究終了後に自県に戻って同じ分野の 研究を継続する場合はどうなるのか。
- A7 「機関連携強化型」の委託契約は、委託研究終了後の研究者の所属に影響を与えるものではありません。ただし、委託研究の対象となる特定の課題に限らず、当該課題が属する研究分野全般の研究体制の効率化を促進することを目的としているので、委託研究終了後も、協定に基づく研究体制を維持して頂くことが望ましいと考えています。なお、協定に基づき他県に派遣されていた研究者が自県に戻って同じ研究分野の研究に従事する場合、それまでの協定の下で「機関連携強化型」に再度応募することはできません。
- 図8 2つの県がそれぞれ異なる分野に研究資源を「重点化」して役割分担する協定を策定し、両県が研究課題を提案した場合、2つの研究課題を一組にして採択の可否を決定するのか、それとも個別に採択の可否を決定するのか。
- A8 公募要領にあるように、ある研究課題が採択されなかった場合は、農林水産技術会議事務局に協議した後で当該研究課題を含む研究分野に関する協定の規定を削除できることになっています。しかしながら、質問の例の場合にこれを適用すると役割分担が成立しなくなってしまいます。そのため、重点化して役割分担する協定の下で提案された複数の研究課題については、一組にして採択の可否を決定することとします。ただし、採択されなくても協定の

関連する規定を削除しないことが協定の説明書において示されている場合は、個別に採択 の可否を決定することとします。

- Q9 「共有化」における「情報を共有する体制」とは何か。
- A9 共有化を行う研究分野の研究において得られるデータや当該研究の遂行に必要な手持ち の資料を相互に開示することを協定において約束するとともに、それらの情報を互いが容易 に利用できるような体制を構築する(例えば、共有のサーバーを設置して関連情報を保存す るなど)ことです。
- Q10「共有化」と「現場実証支援型」の違いは何か。
- A10 「共有化」と「現場実証支援型」の違いのポイントは、①共同研究を行う範囲が全く違うこと (前者では広範囲の「研究分野」、後者は特定の研究課題のみ)及び②研究資源の共有化 の要請の有無です(前者では関連するすべてのデータ、資料の相互開示とそれらを容易に 利用できる体制の整備を求めているが、後者ではそのような要請はない)。
- Q11 「共有化」は、研究資源の利用効率の向上にどのように繋がるのか。
- A11 共通の研究計画の下で、データ、資料を相互開示しながら研究を行うということは、物理的に離れた複数の研究室がいわば1つの研究室として機能するということであり、小さなレベルでの多数の役割分担が行われるということだと考えています。このような体制の下であれば、同じ研究分野の研究を各県が連携せずに個別に実施しているよりも、研究資源の利用効率が確実に向上すると考えます。
- Q12 既に県間で共同研究を行っている課題については、「共有化」の対象にはならないのか。
- A12 既に県間で共同研究を行っている課題についても、当該課題が属する特定の「研究分野」全体に係る共同の具体的な研究計画を策定し、当該分野の研究遂行に要するデータ、資料等の情報を互いに使用できる環境を整えることを約する協定を策定すれば(「共有化」の要件を満たせば)、「機関連携強化型」の対象となります。ただし、本事業で求める取組を既に行っている場合は、都道府県による研究資源の利用効率の向上に資する取組の後押しをするという本事業の趣旨に鑑みれば、研究資源の利用効率を現状よりも更に向上させる取組を行わなければ、「機関連携強化型」の対象とすることはできません。

- Q13 「集約化」、「共有化」、「重点化」の間に、評価における優劣はあるのか。
- A13 これらの3類型そのものの優劣はありません。「集約化」、「共有化」、「重点化」の具体的内容に対して、公募要領の「審査基準」に示してある各項目を勘案して評価することになります。 ただし、一般論としては、共有化については、集約化及び重点化と比較して研究資源の利用 効率の向上の程度が低く、評価も相対的に低くなりやすいのではないかと考えます。
- Q14 協定に基づく具体的な取組の実績は、当該協定の下で採択された課題の2年目以降の契約に影響するのか。
- A14 年次評価等において、協定が対象とする研究分野における「集約化」、「共有化」、「重点化」 に係る体制整備の状況や当該体制の下での研究の執行状況など、具体的な取組の実績を 確認します。「機関連携強化型」における委託契約は、協定に基づく具体的な取組を行うこと を条件として行うものであるため、具体的な取組を適切に行っていないと判断される場合など は、2年目以降の契約を行わないなどの対応を行うことになります。
- Q15 協定書は、ある県の公設試と、独法、大学又は企業の間の2者のみの協定でも良いのか。
- A15 異なる都道府県に属する2つ以上の農林水産、食品産業に関連する公設試験場が参画する協定を策定することが、「機関連携強化型」への応募の要件です。なお、この要件を満たした上で、独法、大学等も協定に参画する場合は、その内容を勘案しつつ、採択審査においてより高い評価を行います。
- Q16 研究実績がA県にありB県にはない分野について、A県に研究資源を集約する協定を結ぶ ことは、要件を満たすことになるのか。
- A16 例えば、B県内において研究に対する要望があるものの、研究者不在等によりこれまで対応できなかったといった状況の中で、A県での研究費の一部をB県が負担し、A県の成果をB県が使わせてもらう、といった対応をとる場合には、集約化の要件を満たすことになると考えます。
- Q17 協定書に参画する研究機関の範囲は、農政局の管轄範囲に限定されるのか。

- A17 近隣の都道府県だけでなく、農政局の管轄範囲を超えた遠方の都道府県と協定書を締結 する場合も対象となります。
- Q18 企業は協定に参画できないのか。
- A18 「機関連携強化型」は、現在地域の公的機関が主体的に担っており、今後とも公的研究機関が担っていくことが適切であると考えられる研究分野において研究資源の利用効率を高めることを主な目的としているため、協定への参画機関は公的研究機関のみとしています。なお、民間企業が協定を締結した公的研究機関と共同研究グループを組成して応募することは可能です。
- Q19 工業系の公設試験場同士による研究連携協定の策定は、要件を満たすのか。
- A19 工業系の公設試験場同士であっても、農林水産業や食品産業など農林水産省の所掌に係る業に関する研究分野での研究連携協定を策定するのであれば、要件を満たします。なお、 異分野の研究を分担する公設試験場や企業、大学などは、協定に参画する公設試験場と連携して応募することが可能です。
- Q20 同一の県に属する県立大学と県立試験場の連携強化への取組も評価の対象となるのか。
- A20 同一の県に属する県立の研究機関同士の連携は、評価の対象になりません。
- [Q21] A 県及び B 県はイノシシによる被害対策の研究を行っている。A 県が捕獲方法の研究に研究資源を重点化し、B 県が食肉としての利用の研究に研究資源を重点化して役割を分担することは、重点化の範囲として適切か。
- | 個別の研究課題と見なせるような狭い範囲で役割を分担しても、研究資源の利用効率が大幅に向上すると考えることが困難なので、適切ではありません。
- Q22 協定には、林野や水産に関する試験研究の分野も含まれるのか。
- A22 含まれます。なお、協定策定の検討に当たっては、森林総研や水研センターとの調整を十分に行って下さい。

- Q23 協定の説明書(様式6)において協定に基づき実施する研究課題として言及されていなければ、協定が対象とする研究分野に含まれる研究課題であっても、協定に従う必要はないという理解でよいか。
- A23 協定が対象とする研究分野に含まれる研究課題であって協定の期間中に実施する予定のものについては、応募課題を除き、様式6に網羅的に記載して下さい。協定が対象とする研究分野に含まれるものの、協定策定時には想定しなかったために説明書に記載していない研究課題については、協定に従う必要があります。
- Q24 県議会による協定の承認は必要か。
- A24 県議会による協定の承認については、各都道府県が判断することと考えます。
- Q25 協定への署名は知事が行う必要があるのか。
- A25 公募要領にもあるように、協定への署名は、当該協定の内容に責任を持つことができる者であれば、職位・職階は問いません。例えば、共有化や重点化を行う場合は、研究資源を県域を超えて移動させる必要がないので、試験場長等による署名が可能な場合もあると考えます。いずれにしても、署名を誰が行うかについては、協定書の内容、条文の書きぶり等と併せて、各都道府県の法令、契約、知的財産権の担当者等とよく相談して下さい。
- Q26 協定書は1県あたり1つのみを作成することになるのか。それとも、複数の協定書を作成しても良いのか。
- A26 複数の協定書を策定しても良いですが、1県が策定する協定書の数が少なくなるように整理することが望ましいと考えています。
- Q27 A分野に関する研究資源をA県に集約化し、B県は成果の活用のみを行うという内容の協定を策定した場合、B県は他の競争的資金に対しても当該分野に関しては応募できなくなるのか。
- A27 ご質問の場合、A分野の研究資源がB県に存在しないことになるので、B県が他の競争的 資金にA分野に関して応募することもできないと考えます。「機関連携強化型」は、提案課題 が属する研究分野全般に係る研究資源の効率的利用を促進することを目的としています。 策定いただく協定は、本事業に限って効力を有するものとしてではなく、普遍的なものとして 策定いただく必要があります。

- Q28 1つの協定の下で課題の提案ができるのは、単年度限りか。複数年度に渡って複数の提案 を行うことは可能か。
- A28 当該協定が対象とする研究分野に属する研究課題を、当該協定で約した体制の下で行う 提案であれば、複数年度に渡り、いくつでも応募することが可能です。
- Q29 協定の期限に関する基準は定めないとのことだが、協定期間の長短は評価の対象ではないのか。
- A29 協定の期限に関する条文を協定書に含める場合は、少なくとも委託研究期間以上の期限を 設定する必要があります。ただし、委託研究期間以上の長い期限を設定しても、委託研究終 了後に協定の期間を短縮したり、協定を廃止したりしないことを担保する仕組みを整備しな い限り、評価において有利になることはありません。
- Q30 協定に基づく研究の成果としての知的財産権の帰属先については、協定書においてどのように言及すればよいのか。
- A30 知的財産権の帰属先については、協定に参画する機関同士で整理の上、協定中で基本方針(共有する、成果を生み出した研究者が所属する機関に帰属する、各県の貢献度に応じて持分を配分するなど)に言及して下さい。必要に応じ、知的財産権の取得や登録などに要する費用負担についても言及して下さい。なお、知的財産権の実施許諾については、特段の理由がない限り、協定に参画する研究機関が属する都道府県の間で差別的な取扱をしないことを協定書において約する必要があります。
- Q31 農林水産省から研究機関への委託契約の方法いかん。
- A31 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の他の研究タイプと同様、まず国と中核機関が委託契約を締結し、その後で中核機関と共同機関が再委託契約を締結することになります。なお、従来より他の研究タイプに適用されている、「研究管理運営機関」が中核機関となることができるとする特例は、「機関連携強化型」においても適用されます。
- Q32 ある分野について他県と協定を結ぶことにより、当該分野に関する研究をしないことになる 県については、「機関連携強化型」による何らかの支援措置があるのか。
- A32 「機関連携強化型」は、協定が対象とする研究分野の研究を担う機関による、提案課題に

関する研究や当該研究分野の体制整備に要する費用を支援するものであり、研究をしない ことになる県に対する支援はありません。

- Q33 「機関連携強化型」の方が、備品費が付きやすくなるのか。
- A33 「機関連携強化型」においては、研究資源の集約化、共有化又は重点化に必要な経費、例えば備品・資料の移転費用、備品の大型化に必要な費用、共同で圃場試験を行うために必要な資材・機材のための費用、データの共有化に要するシステム開発費用等を支援することとしています。備品費が「付きやすくなる」わけではありません。
- Q34 ある研究分野で検査項目を分担し、(例えばガスクロのような汎用機器を買いたいときに、A県は血液担当として、B県は肉質担当としてそれぞれが購入するなど)、双方で同じ機器を整備しても良いか。
- A34 同一の研究分野における単なる検査項目の分担は、研究連携協定の要件を満たしません。 A 県とB県が異なる研究分野を担当し、それぞれが個別に「機関連携強化型」に応募して採択され、必要性が認められれば、双方がガスクロを整備することが可能です。
- Q35 水産関係の場合、広域化している課題については(独)水産総合研究センターの地域研究 所などが担っている。県間連携の対象となる分野は、その内容と重なる場合が出てくると考 えるが、どのように調整していくべきか。
- A35 (独)水産総合研究センターによりすでに対応されている試験研究の分野との重複がないように、研究分野の選定をしていただくことになります。
- Q36 協定の内容は、審査の過程で公表されるのか。
- A36 協定書を審査の過程で公表することはありませんが、提案課題が採択された場合は、当該課題の概要などと共に協定書を公表します。